

ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がんの患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がんの患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年12月11日提出

提出者 市会議員全員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，  
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長名

ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がんの患者に対する医療費助成の  
拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎の患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の拡散アナログ製剤治療を対象に進められている。一方で、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんの患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している実情もある。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が肝炎対策推進協議会においてもなされているところである。

肝硬変・肝がんの患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がんの患者への支援の拡大・強化の実現が求められている。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の成立の際には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされており、現在、国においては、同法に基づき着実に取組が進められているが、より一層の取組が必要である。

よって国におかれては、肝硬変・肝がんの患者の実情に鑑み、下記の事項についてより一層の取組を進められるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんの患者の治療に対する負担軽減のため、医療費助成制度の創設をはじめとする施策の具体化を図ること。
- 2 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がんの患者の病態）に応じた障害者認定制度に改め、必要な生活支援の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。